四　当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　計算書類の主な項目に対する影響額

ロ　当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該営業期間の翌営業期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

（表示方法の変更に関する注記）

**第六十一条の三**　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

**第六十一条の四**　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該営業期間の翌営業期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（誤謬の訂正に関する注記）

**第六十一条の五**　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該誤謬の内容

二　当該営業期間の期首における純資産額に対する影響額

第六十八条を次のように改める。

（一口当たり情報に関する注記）

**第六十八条**　一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　当該営業期間末日における一口当たりの純資産額

二　一口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

三　投資法人が当該営業期間又は当該営業期間の末日後において投資口の併合又は投資口の分割をした場合において、当該営業期間の期首に投資口の併合又は投資口の分割をしたと仮定して前二号に掲げる事項に係る額を算定したときは、その旨

別紙様式第4、第9及び第12中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正）

**第七条**　投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号を次のように改める。

二　会計方針の変更

第五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（別紙様式第二号を除く。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算関係書類（同令第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計参与報告について適用し、同日前に開始する事業年度に係る会計参与報告については、なお従前の例による。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第三条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類（同令第二条第二項第五号に規定する計算書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　第四条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（第二条第二項第三号ロ及び同項第六号を除く。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算関係書類（同令第二条第二項第三号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　第五条の規定による改正後の特定目的会社の監査に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計参与報告について適用し、同日前に開始する事業年度に係る会計参与報告については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　第六条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（第二条第二項第四号を除く。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算関係書類（同令第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する営業期間に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第八条**　第七条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する営業期間に係る会計参与報告について適用し、同日前に開始する営業期間に係る会計参与報告については、なお従前の例による。

# 省　令

## ○環境省令第十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日　　環境大臣　江田　五月

### 土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

**第一条**　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）」に改める。